◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第429号 (H29.12.1) ◆◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故 情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を 他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただく ことを目的として配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=6件(11月24日~11月30日分)
- (1)乗合バスの衝突事故
- (2)乗合バスの追突事故
- (3) 乗合バスの車内事故①
- (4) 乗合バスの車内事故②
- (5) 法人タクシーの死傷事故
- (6) 大型トラックの酒気帯び追突事故
- 2. 貸切バスのドライブレコーダーの映像の記録・保存について【新着情報】
- 3. 貸切バスのドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施について
- 4. ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故防止について

【1. 重大事故等情報=6件】(11月24日~11月30日分)

(1)乗合バスの衝突事故

11月25日(土)午後1時02分頃、東京都の区道において、都内に営業所を置く乗合バスが運行中、道路左側のガードレールに衝突し、ガードレールを押し倒しながら約10メートル進行して電柱に衝突した。

この事故により、バスの乗客10名と運転者が軽傷を負った。

事故は、当該バス運転者の居眠りが原因の模様。

(2)乗合バスの追突事故

11月27日(月)午後5時50分頃、愛知県の国道交差点において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客約30名を乗せ運行中、当該バスの前方に車線変更してきた車両に追突した。

この事故により、当該バスの乗客1名が重傷を負い、3名が軽傷を負った。

(3)乗合バスの車内事故(1)

11月29日(水)午後2時58分頃、東京都の市道バス停において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客2名を乗せ運行中、バス停で9名を乗車させた後発進したところ、当該バス停から乗車してきた乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

事故は、乗客が着席する前にバスが発進したため発生した模様。

(4) 乗合バスの車内事故②

11月30日(木)午後5時54分頃、神奈川県の市道バス停において、同県に営業所 を置く乗合バスが乗客30名を乗せ運行中、バス停で2名を乗車させた後、発車ア ナウンスを行い発進したところ、当該バス停から乗車してきた乗客が転倒した。 この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

事故は、乗客がつり革につかまる前にバスが発進したため発生した模様。

(5) 法人タクシーの死傷事故

11月28日(火)午後11時00分頃、大阪府の市道交差点において、府内に営業所を置く法人タクシー①が運行中、赤信号で横断歩道を渡っていた歩行者に接触し、歩行者が転倒したところを後続の府内に営業所を置く別の法人タクシー②がはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

(6) 大型トラックの酒気帯び追突事故

11月26日(日)午後5時55分頃、三重県の高速道路のトンネル内において、鳥取県に営業所を置く大型トラックが運行中、前方を走行中の車両に追突し、合計5台の車両が関係する多重事故となった。

この事故による負傷者はなし。

当該トラックの運転者の呼気から酒気が確認された模様。

上記6件の死傷者数計:死亡1名、重傷3名、軽傷14名(速報値)

【2. 貸切バスのドライブレコーダーの映像の記録・保存について】 (新着情報)

12月1日から、貸切バスの事故が発生した場合に事業者が記録しなければならない事項(事故の記録)について、車両にドライブレコーダーが取り付けられている場合は、ドライブレコーダーの映像による記録を合わせて記録・保存することが義務づけられました。

【3. 貸切バスのドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施について】

(配信日: H29.11.24)

貸切バス事業者のみなさま

12月から順次、ドライブレコーダーの装着と映像の記録・保存、及び記録を活用した指導・監督が義務付けられます。該当する車両への装着や指導・監督等について、適切に実施願います。

指導・監督の実施にあたっては、『ドライブレコーダーの映像を活用した指導・ 監督マニュアル』をご活用ください。

- ※ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル
- → http://www.mlit.go.jp/common/001211423.pdf

また、装着や指導・監督が必要となる期日等について、詳細は下記【参考】の各資料にてご確認いただけますが、概ね以下のとおりとなります。

1. ドライブレコーダーの記録を利用した指導・監督の導入

平成29年12月1日より、ドライブレコーダーを装着している自動車の運転者に関して、この記録を利用した指導・監督を義務付け(合わせて、初任運転者等に対する実技訓練以外の指導及び監督の実施時間を6時間以上から10時間以上とする。)。

- 2. ドライブレコーダーの装着及び記録義務
- ①平成29年12月1日以降に新規登録を受けた新車について、ドライブレコーダー の装着及び記録の保存を義務付け。
- ②平成31年12月1日より、使用過程車 (平成29年11月30日以前に登録を受けた車両。) についても①の内容を義務付け。
- ③平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって性能要件告示で定める一定の要件を満たすものは、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい(満たさないものの使用が認められるのは平成31年11月30日まで。)。
- ※よって、平成29年12月1日以降に、性能要件告示で定めるいずれかの要件を満たしていないドライブレコーダーを使用過程車に装着する場合、これの使用が認められるのは平成31年11月30日までとなる。

【参考】

※平成28年11月17日報道発表

『貸切バスの安心・安全な運行のため、運転者への指導・監督を強化します~貸 切バス事業者の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正等について ~』

- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000272.html
- ※ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要

件を定める告示

→ http://www.mlit.go.jp/common/001181710.pdf

※旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の 指針の一部を改正する告示

→ http://www.mlit.go.jp/common/001154005.pdf

【4. ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故防止について】 (配信日: H29. 11. 17)

国土交通省では、ホイール・ボルトの折損等による大型自動車の車輪脱落事故を 防止するため、11月14日、自動車関係団体に対してタイヤ交換時の適切な作業や 日頃の点検における確実な確認を徹底するよう指示しました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000168.html

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)

*ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

ホームページ受付

```
( http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html )
```

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- * 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は 改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表された ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要にな ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自 動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れず に修理を受けましょう。
